

# 第85期 定時株主総会 招集ご通知

未来を創る現場力



開催  
日時

2022年6月29日(水曜日)  
午前10時

開催  
場所

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号  
虎ノ門ヒルズ  
ビジネスタワー7階

## 目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)6名選任の件	9
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	14
第5号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬額改定の件	20
添付書類	
事業報告	23
連結計算書類	43
計算書類	45
監査報告書	47

## (お願い)

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面又はインターネットにより事前に議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

西松建設株式会社

証券コード:1820

## 株主の皆様へ



代表取締役社長  
高瀬 伸利

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに招集ご通知をお届けし、株主総会の議案及び事業の状況をご説明させていただきますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

建設業界は、政府建設投資は堅調に推移しており、民間建設投資も持ち直しの動きがみられます。但し、民間工事の受注環境が厳しくなっていることや建設資材の価格高騰等の影響もあり、注視が必要な状況が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループは、「中期経営計画2023」の基本方針の一つである「異業種のパートナー企業との協業による企業価値の向上」を実現するため、昨年12月に伊藤忠商事株式会社との間で資本業務提携契約を締結いたしました。今後、両社の有する経営資源やノウハウを結集することで、これまでになかった全く新しいシナジーを創出し、企業価値の最大化を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

西松建設株式会社

代表取締役社長 高瀬 伸利

## 第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面又はインターネットにより事前に議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。**

お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時
2 場 所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー7階 当社 本社
3 会議の目的事項	<p>報告事項</p> <p>1 第85期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2 第85期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件</p> <p>第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</p> <p>第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額改定の件</p>

### 〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nishimatsu.co.jp/>)より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。マスクを着用されない株主様は、入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方や体調不良と思われる方は、入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます。)及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しくくださいますようお願い申し上げます。

## (ご参考)議決権行使のご案内

株主の皆様の重要な権利である「**議決権**」をぜひご行使ください。

### インターネットによる 議決権行使の場合



#### 行使期限

2022年6月28日  
(火曜日)  
午後5時30分まで

次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに議決権をご行使ください。

詳しくは次ページへ

### 書面(郵送)による 議決権行使の場合



#### 行使期限

2022年6月28日  
(火曜日)  
午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

### 株主総会に ご出席される場合



#### 株主総会開催日時

2022年6月29日  
(水曜日)  
午前10時

株主総会当日は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。受付開始は、午前9時を予定しております。  
なお、代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主の方1名を選任し、委任状と本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

- ・ 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- ・ 書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が当日ご出席された場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、ご注意ください。

以上

◎株主総会招集ご通知添付書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nishimatsu.co.jp/>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、上記書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nishimatsu.co.jp/>)に掲載させていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内



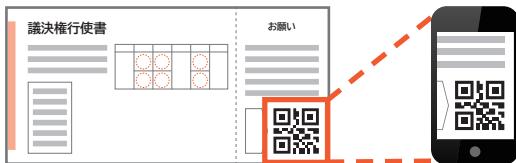
### 「スマート行使」による方法

議決権行使が簡単に!

「スマート行使」対応

- 1 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしたうえで画面の案内に従って賛否をご入力ください(議決権行使コード(ID)及びパスワードのご入力は不要です)。

「スマート行使」へのログインイメージ図



QRコードの読み取りのみでログイン完了  
(ID・パスワードの入力不要)

- 2 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、右記の「議決権行使ウェブサイト」による方法で再度ご行使いただく必要があります。

### ご注意

- インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

**お問い合わせ先** ご不明な点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

- 「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先
- その他の株式事務に関するお問い合わせ先

 **0120-768-524**  
(年未年始を除く 9:00~21:00)

 **0120-288-324**  
(土・日・祝日を除く 9:00~17:00)

**機関投資家の皆様へ** 株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権をご行使いただけます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、永続的な発展に向けた経営基盤の強化のため、内部留保の充実を図りつつ、経営環境や業績を総合的に勘案しながら、安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

また、2021年度から2023年度までの3カ年につきましては、「中期経営計画2023」において、連結配当性向70%以上を目標として継続的に株主還元を実施することとしております。

当期につきましては、これらの基本方針等に基づき、以下のとおり期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきますと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1

##### 配当財産の種類

金銭

2

##### 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 131円

総額 5,200,566,249円

なお、中間配当金として1株につき90円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり221円となります。

3

##### 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

#### その他の剰余金の処分に関する事項

1

##### 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 5,000,000,000円

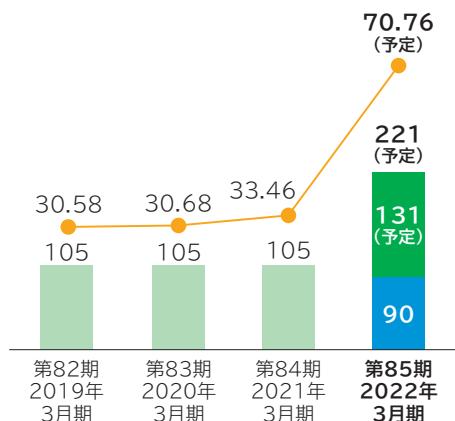
2

##### 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

#### 1株当たり配当金の推移

■中間配当 (円) ■期末配当 (円) ●配当性向 (%)



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

#### (1) 事業目的の記載の変更

当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)について所要の変更を行うものであります。

#### (2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～5.(条文省略) (新設)  (新設)  6.～21.(条文省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～5.(現行どおり) <u>6. 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業、 投資助言・代理業および投資運用業</u> <u>7. 不動産投資信託への出資ならびに出資持分の売 買、仲介および管理</u> 8.～23.(現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新 設)</p> <p>附則</p> <p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p>第2条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>③ 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件

取締役(監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。)5名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1 再任	たかせ のぶとし 高瀬 伸利	代表取締役社長 執行役員社長 人財戦略室長	28/28回 (100%)
2 再任	いっしき まこと 一色 真人	代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長 兼 安全環境本部長・ 環境・エネルギー事業担当	27/28回 (96%)
3 再任	こうの ゆういち 河埜 祐一	代表取締役 執行役員副社長 管理本部長 兼 人財戦略室副室長・IR担当	28/28回 (100%)
4 再任	さわい よしゆき 澤井 良之	取締役 専務執行役員 開発・不動産事業本部長	28/28回 (100%)
5 再任	はまだ かずとよ 濱田 一豊	取締役 常務執行役員 建築事業本部長	28/28回 (100%)
6 新任 社外 独立	まつざか ひでたか 松坂 英孝	—	—



候補者番号 1 たか せ のぶ とし  
**高瀬 伸利**

再任

- 生年月日 1957年9月14日生
- 取締役在任年数 11年（本総会最終時）
- 所有する当社の株式数 9,000株
- 取締役会への出席状況 28/28回（100%）

#### ● 略歴、地位及び担当

1980年 4月	当社入社	2012年 4月	当社取締役 常務執行役員 関東建築支社長
2008年 7月	当社建築部長	2017年 4月	当社取締役 専務執行役員 関東建築支社長
2010年 4月	当社執行役員 建築施工本部長兼建築部長	2018年 4月	当社代表取締役社長 執行役員社長
2011年 4月	当社常務執行役員 建築施工本部長	2021年 4月	当社代表取締役社長 執行役員社長
2011年 6月	当社取締役 常務執行役員 建築施工本部長		人財戦略室長（現任）

- 重要な兼職の状況 重要な兼職はありません。

#### 取締役候補者とした理由

高瀬伸利氏は、上記略歴のとおり、豊富な経験・実績と建設事業に関する深い見識を有しており、2011年6月から取締役として経営に参画するとともに、2018年4月から代表取締役社長を務め、異業種パートナー企業との協業を推進するなど「中期経営計画2023」を遂行し、総合力企業への進化に向けた取り組みを強力に推進してきました。これらの経験・実績を踏まえ、経営の監督の中心的役割を担う者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 2 いっ し き ま こ と  
**一色 真人**

再任

- 生年月日 1959年4月10日生
- 取締役在任年数 6年（本総会最終時）
- 所有する当社の株式数 7,200株
- 取締役会への出席状況 27/28回（96%）

#### ● 略歴、地位及び担当

1984年 4月	当社入社	2019年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長・新規事業担当
2014年 4月	当社執行役員 土木事業本部副本部長 兼土木事業企画部長	2020年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長兼安全環境品質本部長・新規事業担当
2016年 4月	当社専務執行役員 土木事業本部長	2021年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長兼安全環境品質本部長・ 環境・エネルギー事業担当
2016年 6月	当社取締役 専務執行役員 土木事業本部長	2022年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長兼安全環境本部長・ 環境・エネルギー事業担当（現任）
2018年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長		

- 重要な兼職の状況 重要な兼職はありません。

#### 取締役候補者とした理由

一色真人氏は、上記略歴のとおり、豊富な経験・実績と建設事業に関する深い見識を有しており、2016年4月から土木事業本部長を務め、技術力の向上や総合評価案件における提案力の強化による収益力向上に貢献するとともに、安全環境本部長及び環境・エネルギー事業担当を務め、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。これらの経験・実績を踏まえ、土木事業に精通した者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 **3** こうの **河埜** ゆういち **祐一**

**再任**

- 生年月日 1958年1月27日生
- 取締役在任年数 7年(本総会最終時)
- 所有する当社の株式数 23,780株
- 取締役会への出席状況 28/28回(100%)

● **略歴、地位及び担当**

1980年 4月	当社入社	2015年 4月	当社常務執行役員 管理本部長・IR担当
2005年 4月	当社経理部副部長	2015年 6月	当社取締役 常務執行役員 管理本部長・IR担当
2008年 4月	当社監査室部長兼経理部副部長	2018年 4月	当社取締役 専務執行役員 管理本部長・IR担当
2009年 3月	当社監査室長	2021年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 管理本部長兼人財戦略室副室長・IR担当(現任)
2009年 5月	当社総務部長		
2012年 4月	当社執行役員 社長室長		

● **重要な兼職の状況** 重要な兼職はありません。

**取締役候補者とした理由**

河埜祐一氏は、上記略歴のとおり、豊富な経験・実績と財務会計及び企業統治に関する深い見識を有しており、2015年4月から管理本部長を務め、健全な財務体質の維持・継続やステークホルダーとの長期的かつ安定的で良好な関係の構築などに大きく貢献してきました。これらの経験・実績を踏まえ、財務会計及び企業統治に精通した者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 **4** さわい **澤井** よしゆき **良之**

**再任**

- 生年月日 1958年2月17日生
- 取締役在任年数 12年(本総会最終時)
- 所有する当社の株式数 6,000株
- 取締役会への出席状況 28/28回(100%)

● **略歴、地位及び担当**

1980年 4月	株式会社富士銀行入行	2011年 4月	当社取締役 常務執行役員 開発・不動産本部長
2006年 3月	株式会社みずほ銀行 執行役員 法人企画部長	2012年 4月	当社取締役 常務執行役員 開発・不動産事業本部長
2007年 4月	同行執行役員 法人業務部長	2019年 4月	当社取締役 専務執行役員 開発・不動産事業本部長(現任)
2008年 4月	同行執行役員 渋谷支店長		
2010年 6月	当社取締役		

● **重要な兼職の状況** 重要な兼職はありません。

**取締役候補者とした理由**

澤井良之氏は、上記略歴のとおり、豊富な経験・実績と金融機関で培われた幅広い見識を有しており、2011年4月から開発・不動産本部長を務め、成長分野に重点を置いたアセット戦略に基づく積極投資や「循環型再投資モデル」への進化、建設事業との協業によるグループ収益の拡大を推進してきました。これらの経験・実績を踏まえ、金融及び不動産に精通した者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 **5** はま だ か ず と よ  
**濱田 一豊**

**再任**

- 生年月日 1963年12月23日生
- 取締役在任年数 2年（本総会終結時）
- 所有する当社の株式数 3,800株
- 取締役会への出席状況 28/28回（100%）

● **略歴、地位及び担当**

1987年 4月	当社入社	2019年 4月	当社執行役員 建築事業本部副本部長兼建築部長
2014年 4月	当社建築事業企画部長	2020年 4月	当社常務執行役員 建築事業本部長
2016年 4月	当社執行役員 建築事業本部副本部長兼 建築事業企画部長兼建築部長	2020年 6月	当社取締役 常務執行役員 建築事業本部長（現任）

- **重要な兼職の状況** 重要な兼職はありません。

**取締役候補者とした理由**

濱田一豊氏は、上記略歴のとおり、豊富な経験・実績と建設事業に関する深い見識を有しており、2020年4月から建築事業本部長を務め、営業部門と施工部門の一体化による収益力の向上や選別受注による利益率の改善などに大きく貢献してきました。これらの経験・実績を踏まえ、建築事業に精通した者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 **6** まつざか ひでたか  
**松坂 英孝**

**新任**

**社外**

**独立**

● 生年月日 1958年2月22日生

● 社外取締役在任年数 -

● 所有する当社の株式数 0株

● 取締役会への出席状況 -

● **略歴、地位及び担当**

1980年 4月	大阪瓦斯株式会社入社	2015年 4月	同社代表取締役 副社長執行役員
2009年 6月	同社執行役員 企画部長	2019年 4月	株式会社オージーキャピタル取締役会長(現任)
2011年 4月	同社常務執行役員 資源・海外事業部長	2019年 6月	大阪瓦斯株式会社顧問(現任)
2011年 6月	同社取締役 常務執行役員 資源・海外事業部長	2020年 6月	広島ガス株式会社社外取締役(現任)
2014年 4月	同社取締役 常務執行役員 経営企画本部長		株式会社南都銀行社外取締役(現任)

- **重要な兼職の状況** 株式会社オージーキャピタル 取締役会長、大阪瓦斯株式会社 顧問、  
広島ガス株式会社 社外取締役、株式会社南都銀行 社外取締役

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割**

松坂英孝氏は、上記略歴のとおり、大阪瓦斯株式会社が在職中の豊富な経験に加え、同社代表取締役として培われた幅広い見識を有していることから、当社の経営について客観的視点で監督していただける適切な人財と判断し、新任の社外取締役候補者として指名いたしました。同氏が選任された場合には、経営全般はもとより、当社事業に関して客観的な立場から有益な提言をいただくことを期待しております。

● **独立性に関する事項**

同氏の兼職先である株式会社オージーキャピタル、大阪瓦斯株式会社、広島ガス株式会社及び株式会社南都銀行と当社との間に特別な関係はありません。

上記以外の事項についても、同氏は当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、当社経営陣に対して独立性を有すると判断しております。

なお、同氏が取締役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 松坂英孝氏は社外取締役候補者であります。  
3. 松坂英孝氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする予定であります。  
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。  
5. 監査等委員会は、本議案について検討を行いました。その結果、監査等委員会としては、取締役の選任について株主総会で陳述すべき事項はありませんでした。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役矢口弘、三野耕司、菊池きよみ及び池田純の各氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、当社の役員体制の見直しを勘案し、コーポレートガバナンスの実効性を引き続き確保できると判断したため、監査等委員である取締役を1名減員し、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1 再任	やぐち 矢口 弘	取締役（常勤監査等委員）	28/28回 (100%)	15/15回 (100%)
2 再任 社外 独立	いけだ 池田 純	取締役（監査等委員）	27/28回 (96%)	15/15回 (100%)
3 新任 社外 独立	くほ 久保 俊裕	—	—	—



候補者番号 1 やぐち 矢口 ひろし 弘

**再任**

- 生年月日 1957年1月12日生
- 取締役在任年数 2年(本総会終結時)
- 所有する当社の株式数 3,400株
- 監査等委員である取締役在任年数 2年(本総会終結時)
- 取締役会への出席状況 28/28回(100%)
- 監査等委員会への出席状況 15/15回(100%)

● **略歴、地位及び担当**

1979年 4月	当社入社	2017年 4月	当社執行役員 管理本部副本部長兼 コンプライアンス推進部長
2009年 6月	当社情報システム部長	2020年 4月	当社執行役員 管理本部副本部長
2013年 7月	当社監査室長	2020年 6月	当社取締役(常勤監査等委員)(現任)
2015年 4月	当社人事部長		
2016年 4月	当社管理本部副本部長兼人事部長		

- **重要な兼職の状況** 重要な兼職はありません。

**取締役候補者とした理由**

矢口弘氏は、上記略歴のとおり、豊富な経験・実績と情報システム部門や管理部門で培われた幅広い見識を有しており、2013年7月から監査室長を務めるほか、2017年4月からコンプライアンス推進部長を務め、当社のリスクマネジメント体制の構築に大きく貢献してきました。また2020年6月から監査等委員である取締役として独立した立場から当社経営に対して監視・監督する役割を担ってきました。これらの経験・実績を踏まえ、公正に経営の監督を遂行するとともに、社内出身の監査等委員として適切に委員会運営を推進していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号

2

いけだ  
じゅん  
池田 純

再任

社外

独立

● 生年月日 1952年2月28日生

● 所有する当社の株式数 0株

● 社外取締役在任年数 6年(本総会最終時)

● 監査等委員である取締役  
在任年数 6年(本総会最終時)

● 取締役会への出席状況 27/28回(96%)

● 監査等委員会への出席状況 15/15回(100%)

## ● 略歴、地位及び担当

1976年 4月	三菱商事株式会社入社	2012年 11月	三菱商事ライフサイエンス株式会社代表取締役社長 (2015年6月退任)
1998年 12月	米国三菱商事本店汎用化学品部長 (ニューヨーク)		興人ライフサイエンス株式会社代表取締役社長 (2015年6月退任)
2003年 5月	三菱商事株式会社経営企画部兼事業開発部		
2005年 6月	同社先端化学品本部長	2015年 7月	三菱商事ライフサイエンス株式会社顧問 (2016年6月退任)
2006年 4月	同社執行役員		
2009年 6月	同社退社 三菱商事フードテック株式会社代表取締役社長 (2015年6月退任)	2016年 6月	当社社外取締役(監査等委員)(現任) ソーダニッカ株式会社社外取締役(現任)

## ● 重要な兼職の状況 ソーダニッカ株式会社 社外取締役

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

池田純氏は、上記略歴のとおり、三菱商事株式会社が在職中の豊富な経験に加え、同子会社の代表取締役社長として培われた幅広い見識を有しております。また2016年6月から監査等委員である取締役として独立した立場から当社経営に対して監視・監督する役割を担ってきました。これらの経験・実績を踏まえ、当社の経営について客観的視点で監査・監督していただける適切な人材と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として指名いたしました。

同氏が選任された場合には、経営全般はもとより、当社事業に関してグローバルな視点から有益な提言をいただくことを期待しております。

## ● 独立性に関する事項

同氏の兼職先であるソーダニッカ株式会社と当社との間に特別な関係はありません。

同氏が過去に在籍した法人と当社との間に特別な関係はありません。

上記以外の事項についても、同氏は当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、当社経営陣に対して独立性を有すると判断しております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、当該指定を継続する予定です。



候補者番号 **3** くほ **久保** としひろ **俊裕**

**新任**  
**社外** ● 生年月日 1953年4月5日生  
**独立** ● 所有する当社の株式数 0株

● 社外取締役在任年数 —  
 ● 監査等委員である取締役在任年数 —  
 ● 取締役会への出席状況 —  
 ● 監査等委員会への出席状況 —

● 略歴、地位及び担当

1979年 4月	株式会社クボタ入社	2011年 4月	同社常務執行役員
2007年 6月	同社取締役 水・環境・インフラ事業本部 統括部長、水・環境・インフラ事業本部製 造統括本部長	2011年 6月	同社取締役常務執行役員
2009年 4月	同社取締役執行役員 水・環境システム事 業本部長補佐、水環境システム・社会イン フラ事業推進本部長、水環境システム・社 会インフラ製造統括部長	2012年 4月	同社人事・総務本部長
2009年 6月	同社執行役員	2013年 4月	同社取締役専務執行役員
2010年 4月	同社本社事務所長、人事部・秘書広報部・ 業務部・東京業務部担当	2014年 7月	同社代表取締役副社長執行役員
2010年 6月	同社秘書部・コーポレート・コミュニケー ション部担当	2014年 10月	同社CSR本部長
		2016年 1月	同社水・環境ドメイン担当
		2017年 1月	同社水環境インフラドメイン担当
		2019年 4月	同社特任顧問(2022年3月退任)
		2021年 6月	健康保険組合大阪連合会会長(現任) 健康保険組合連合会副会長(現任)

● 重要な兼職の状況 健康保険組合大阪連合会 会長、健康保険組合連合会 副会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

久保俊裕氏は、上記略歴のとおり、株式会社クボタ在職中の豊富な経験に加え、同社代表取締役として培われた幅広い見識を有していることから、当社の経営について客観的視点で監査・監督していただける適切な人財と判断し、新任の監査等委員である社外取締役候補者として指名いたしました。

同氏が選任された場合には、経営全般はもとより、当社事業に関して客観的な立場から有益な提言をいただくことを期待しております。

● 独立性に関する事項

同氏の兼職先である健康保険組合大阪連合会及び健康保険組合連合会と当社との間に特別な関係はありません。

同氏が過去に在籍した株式会社クボタと当社との間で2018年度において工事請負に係る取引関係(取引金額は双方の連結売上高の0.1%未満)がありましたが、それ以降の取引関係はありません。

上記以外の事項についても、同氏は当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、当社経営陣に対して独立性を有すると判断しております。

なお、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 池田純及び久保俊裕の両氏は社外取締役候補者であります。  
 3. 久保俊裕氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする予定であります。  
 4. 当社は、矢口弘及び池田純の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。  
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## （ご参考）取締役会の構成及びスキルセット（予定）

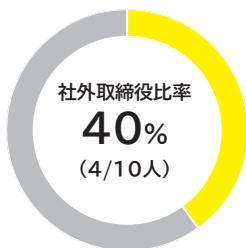
第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成及びスキルセットは次のとおりとなります。

地位	氏名	性別	独立性	企業経営 	建設技術・品質 	開発・不動産 	環境 	財務・会計・ファイナンス 	法務・ガバナンス・リスク管理・コンプライアンス 	グローバル 
代表取締役社長	高瀬 伸利	男性		●	●		●			
代表取締役	一色 真人	男性		●	●		●			
代表取締役	河埜 祐一	男性		●				●	●	
取締役	澤井 良之	男性		●		●		●		
取締役	濱田 一豊	男性			●		●			
社外取締役	松坂 英孝	男性	●	●				●	●	●
取締役 (常勤監査等委員)	矢口 弘	男性							●	
社外取締役 (監査等委員)	池田 純	男性	●	●					●	●
社外取締役 (監査等委員)	鈴木 乃里子	女性	●			●		●		
社外取締役 (監査等委員)	久保 俊裕	男性	●	●			●		●	

※ 上記一覧表は、各取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

### 取締役候補者選任基準

- ・取締役候補者は、知識、経験が豊富で能力が高く、人格の優れた、高い倫理観を有する者より選任する。
- ・業務執行取締役候補者は、土木事業、建築事業、国際事業、開発・不動産事業の知識・経験が豊富な者や財務会計等の知識に優れた者より選任する。
- ・監査等委員である取締役候補者は、専門性や経歴を重視し、適切に監査・監督できると判断される者を選任する。
- ・社外取締役候補者は、独立性を重視して選任するほか、専門的知識を有する者、企業経営の経験を有する者を選任する。また、取締役会の多様性を考慮する。



(ご参考)社外取締役の独立性判断基準

### 社外取締役の独立性判断基準

社外取締役候補者が以下に該当する場合、当社との独立性がないものと判断する。

#### 1 西松建設グループ関係者

- ・当社及び当社の子会社の出身者
- ・就任前直近5年間において、配偶者・2親等以内の親族が当社の取締役、監査役、執行役員、経営幹部である者

#### 2 主要な取引先の関係者

- ・当社の取引先で、就任前直近3年間のいずれかの事業年度において、取引額が当社の連結売上高の2%以上を占める取引先の取締役、執行役員、経営幹部等である者、又は過去にこれらに該当する場合で、退任又は退職してから5年以上経過していない者
- ・当社を主要な取引先とする会社で、就任前直近3年間のいずれかの事業年度において、当社との取引額がその会社の連結売上高の2%以上である会社の取締役、執行役員、経営幹部等である者、又は過去にこれらに該当する場合で、退任又は退職してから5年以上経過していない者

#### 3 主要な借入先の関係者

- ・直近事業年度の事業報告において、主要な借入先としている会社の取締役、執行役員、経営幹部等である者、又は過去にこれらに該当する場合で、退任又は退職してから5年以上経過していない者

#### 4 弁護士や公認会計士等の関係者

- ・当社の会計監査人である監査法人の社員で、当社の監査を担当している者、又は就任前5年間にこれらに該当する者
- ・当社から就任前直近3年間に500万円以上の報酬等を受領している弁護士、公認会計士又はコンサルタント等、又は就任前5年間にこれらに該当する者（法人にあってはこれらに所属する者を含む）

#### 5 寄付先の関係者

- ・当社が就任前直近3年間の平均で1,000万円を超える寄付をした大学や団体等に所属している者

#### 6 主要株主

- ・議決権の10%以上の株式を保有する株主（株主が法人等である場合には、その取締役、経営幹部等である者）

#### 7 その他

- ・取締役の相互派遣に該当する場合
- ・その他重要な利害関係が当社グループとの間に認められる場合

以 上

## 第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額は、2016年6月29日開催の第79期定時株主総会において、年額360百万円以内にご承認いただき、また、上記報酬額とは別枠で、2021年6月29日開催の第84期定時株主総会において、取締役（監査等委員である者、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。）に対する業績連動型株式報酬をご承認いただき今日に至っておりますが、経営監督機能の強化を目的とした監査等委員でない社外取締役の選任及び増員等の必要性を考慮いたしまして、取締役の報酬額の総枠を年額360百万円以内に据え置いたうえで、この総枠のうち社外取締役分を年額30百万円以内に設定することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認内容とも整合するよう、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、次頁のとおり変更することを予定しております。本報酬額改定は、当該変更後の方針に沿って取締役の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容であると考えております。

現在の取締役は5名（うち社外取締役0名）であります。第3号議案が原案どおり承認された場合、取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）となります。

(下線は変更部分を示しております。)

### <取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針のうち決定方針の内容の概要>

当社の取締役（監査等委員である者、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。）の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬で構成します。また、社外取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬は基本報酬のみとします。

基本報酬は、役位に基づき決定する固定報酬（月額報酬）とし、従業員の給与水準及び世間相場等を勘案して算定します。

業績連動報酬は、業績目標の達成度合いに応じて決定する変動報酬とし、ベースとなる業績連動報酬を役位別に設定し、これに業績連動係数を乗じて支給額を算定します。支給額算定のため企業価値向上に資する評価指標を役位・職名別に設定するものとし、「期首目標の達成度」及び「対前期業績」を年度毎に評価します。

業績連動報酬は、短期インセンティブとしての現金報酬と長期インセンティブとしての株式報酬に分けて支給します。現金報酬は毎年7月に賞与として支給するものとし、株式報酬は株式給付信託による換算ポイントを毎年6月に付与し、役員退任時に累積ポイント分の株式を支給します。

基本報酬と業績連動報酬の割合は、当社の経営戦略、事業環境、職責及び目標達成の難易度等を踏まえ、同業他社の動向を参考に、適切に設定します。また、業績連動報酬のうち、金銭報酬と株式報酬の割合は概ね1:1とします。なお、株式報酬には最低報酬額を設定するものとし、業績連動報酬の下限額と同額とします。

以上の方針に基づき取締役社長が作成した原案を指名・報酬委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会において決定します（基本報酬は毎年3月、業績連動報酬は毎年6月に決定）。

監査等委員である取締役の報酬は基本報酬のみとし、監査等委員以外の取締役の報酬及び世間相場等を勘案して監査等委員である取締役全員の協議により決定します。

(注) 監査等委員会は、本議案について検討を行いました。その結果、監査等委員会としては、本議案について株主総会で陳述すべき事項はありませんでした。

以上



## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、全般的に持ち直しの傾向が続きました。一方、年度終盤のロシアによるウクライナ侵攻を受けて、国際金融資本市場で不安定な動きがみられるほか、原油などの資源価格も大幅に上昇するなど、先行きに不透明感がみられる状況となっております。

建設業界におきましては、政府建設投資は堅調に推移しており、民間建設投資も持ち直しの動きがみられます。但し、民間工事の受注環境が厳しくなっていることや建設資材の価格高騰等の影響もあり、注視が必要な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループの連結業績は以下のとおりとなりました。

建設事業受注高は、国内土木工事が減少しましたが、国内建築工事及び海外工事が増加したことにより、前期比205億円増加(6.6%増)の3,339億円となりました。

売上高は、前期比124億円減少(3.7%減)の3,237億円となりました。営業利益は、国内外の土木工事及び不動産事業等における売上総利益の増加により、前期比25億円増加(12.4%増)の235億円となりました。経常利益は、前期比19億円増加(9.0%増)の234億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益や固定資産売却益を特別利益に計上しましたが、完成工事補償引当金繰入額や減損損失を特別損失に計上したこと等により、前期比20億円減少(12.0%減)の151億円となりました。

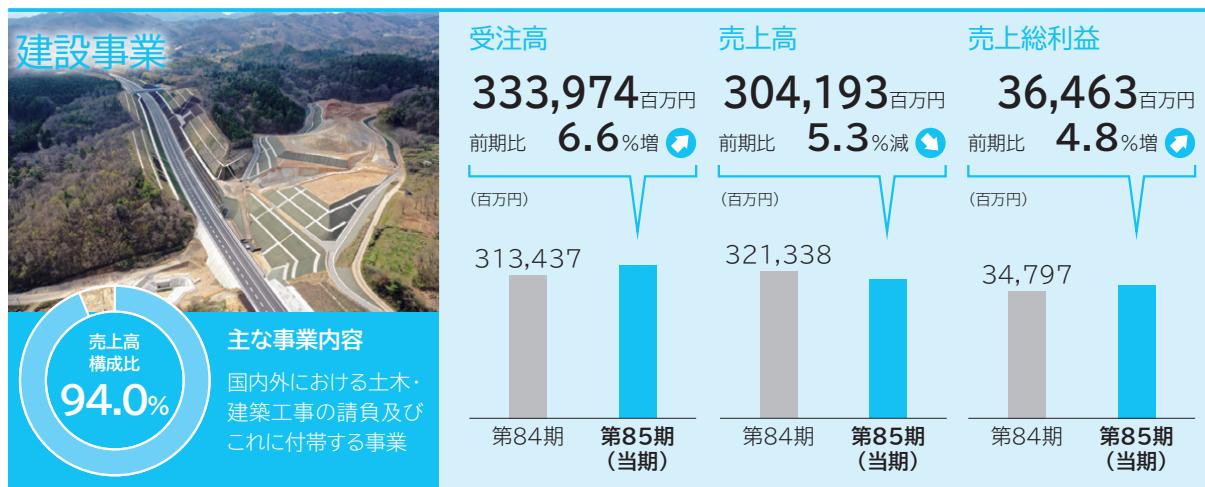
売上高	
第84期	第85期
336,241百万円	323,754百万円 前期比 3.7%減 

営業利益	
第84期	第85期
20,950百万円	23,540百万円 前期比 12.4%増 

経常利益	
第84期	第85期
21,561百万円	23,497百万円 前期比 9.0%増 

親会社株主に帰属する当期純利益	
第84期	第85期
17,166百万円	15,103百万円 前期比 12.0%減 

## 事業別の概況



### 建設事業:受注高

当社グループの建設事業の受注高は、前期比6.6%増の3,339億円となり、そのうち大半を占めている当社の受注高は、前期比5.1%増の3,280億円となりました。

当社の受注高を部門別に見ますと、土木部門は主に海外のシールド工事や国内のトンネル、道路などを中心に受注しましたが、前期比1.8%減の1,446億円となりました。建築部門は主に国内の物流施設や教育施設、オフィスなどを中心に受注したことにより、前期比11.2%増の1,834億円となりました。

発注者別では、官公庁工事が1,417億円(前期比26.8%増)、民間工事が1,863億円(前期比7.0%減)となりました。

#### 主な受注工事

シンガポール陸上交通庁	地下鉄クロスアイランド線C R110大断面トンネル工事
学校法人村崎学園	徳島文理大学高松駅キャンパス新築工事(建築)
南関東特定目的会社	プロロジスパーク盛岡プロジェクト
アメリカ合衆国陸軍	ノースフォスタータワー住宅改修工事
国土交通省九州地方整備局	立野ダム建設(三期)工事

## ■ 建設事業:売上高/売上総利益

当社グループの建設事業の連結売上高は、前期比5.3%減の3,041億円となり、そのうち当社の建設事業の売上高は2,996億円(前期比4.8%減)となりました。

当社の売上高を部門別に見ますと、土木部門が1,208億円(前期比3.6%減)、建築部門が1,788億円(前期比5.6%減)となりました。

発注者別では、官公庁工事が1,101億円(前期比2.3%増)、民間工事が1,895億円(前期比8.4%減)となりました。

### 主な完成工事

(株)流山市平方地区共同開発	(仮称)DPL流山IV新築工事
イオンモール(株)	(仮称)イオンモール利府 新棟新築工事
シンガポール陸上交通庁	地下鉄トムソンライン ガーデنز バイザベイ駅及びトンネル工事
蔵王特定目的会社	プロロジスパーク猪名川2プロジェクト
東海旅客鉄道(株)	中央新幹線梶ヶ谷非常口及び資材搬入口新設

この結果、当社の建設事業の次期繰越工事高は、前期末比5.3%増の5,640億円となりました。

また、当社グループの建設事業の売上総利益は、前期比4.8%増の364億円となりました。

## ■ 建設事業:当社の受注工事高・完成工事高・繰越工事高

(百万円)

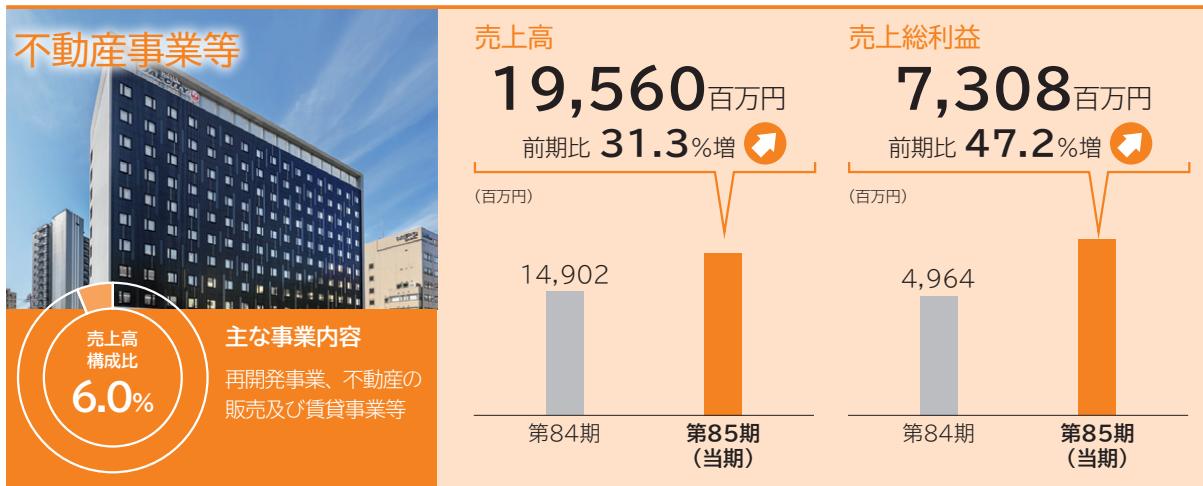
区分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
土木	232,063	144,614	120,870	255,807
建築	303,543	183,478	178,811	308,211
計	535,606	328,093	299,681	564,018



(仮称)DPL流山IV新築工事



(仮称)イオンモール利府 新棟新築工事



当社グループの不動産事業等は、主に保有不動産の販売及び賃貸収入により構成されております。

当社グループの不動産事業等の連結売上高は、主に販売事業の売上増加により前期比31.3%増の195億円となりました。また、当社グループの不動産事業等の売上総利益は、前期比47.2%増の73億円となりました。



香林居



STANTION kitasando

## 2. 資金調達の状況

2022年3月1日に第11回無担保社債(5年債)190億円及び第12回無担保社債(7年債)180億円を発行いたしました。

## 3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は311億円であり、主に賃貸事業用の土地・建物の取得及び自社開発物件の建設費等であります。

## 4. 財産及び損益の状況の推移

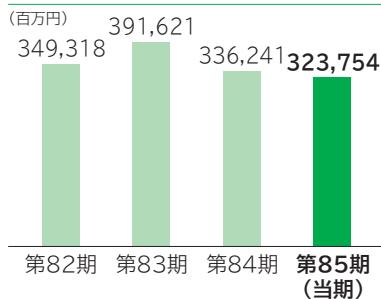
## ■ 当社グループの財産及び損益の状況

(百万円)

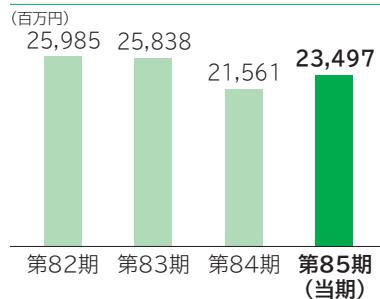
区分	第82期 (2018年度)	第83期 (2019年度)	第84期 (2020年度)	第85期 (2021年度) (当期)
建設事業受注高	348,045	376,088	313,437	333,974
売上高	349,318	391,621	336,241	323,754
経常利益	25,985	25,838	21,561	23,497
親会社株主に帰属する当期純利益	18,784	18,721	17,166	15,103
1株当たり当期純利益	343.39円	342.24円	313.83円	312.34円
総資産	466,327	497,045	472,440	477,613
純資産	199,331	199,287	207,537	157,715

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。  
 2. 第85期より株式給付信託(BBT)を導入しており、当該信託口が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均発行済株式の計算において控除する自己株式に含めております。  
 3. 第85期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第85期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## 売上高



## 経常利益



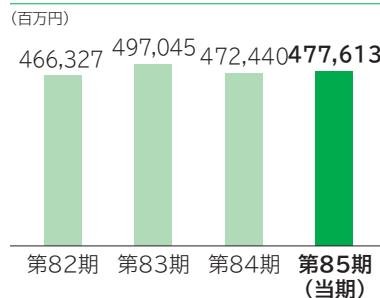
## 親会社株主に帰属する当期純利益



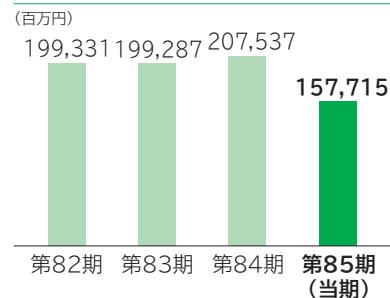
## 1株当たり当期純利益



## 総資産



## 純資産



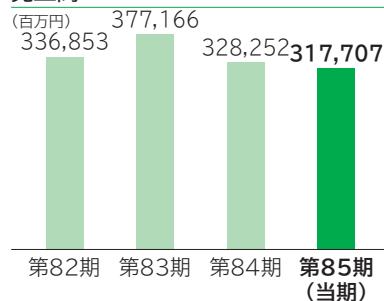
## 当社の財産及び損益の状況

(百万円)

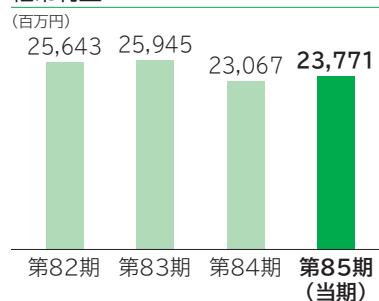
区分	第82期 (2018年度)	第83期 (2019年度)	第84期 (2020年度)	第85期 (2021年度) (当期)
建設事業受注高	340,302	361,013	312,277	328,093
売上高	336,853	377,166	328,252	317,707
経常利益	25,643	25,945	23,067	23,771
当期純利益	18,625	19,142	18,086	15,003
1株当たり当期純利益	340.48円	349.94円	330.64円	310.27円
総資産	452,213	483,112	464,220	462,400
純資産	192,844	193,587	203,230	147,941

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。  
 2. 第85期より株式給付信託(BBT)を導入しており、当該信託口が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均発行済株式の計算において控除する自己株式を含めております。  
 3. 第85期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第85期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

### 売上高



### 経常利益



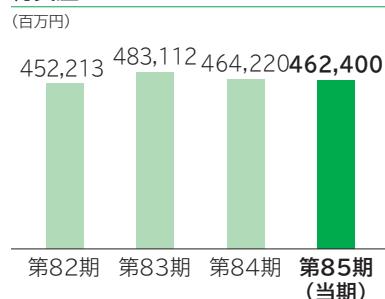
### 当期純利益



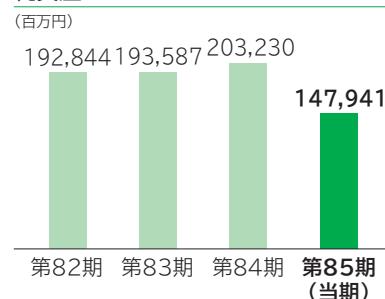
### 1株当たり当期純利益



### 総資産



### 純資産



## 5. 対処すべき課題

建設業を取り巻く環境は、政府建設投資は堅調に推移しており、民間建設投資も持ち直しの動きがみられます。但し、民間工事において受注環境が厳しくなっていることや建設資材の価格高騰等の影響もあり、注視が必要な状況が続いております。また、中長期的には人口の減少等の影響から国内建設市場の縮小が想定されるなど、不透明な状況が続くと思われまます。

このような事業環境のもと、当社グループは、2021年度に策定した「中期経営計画2023」の達成に向けて、以下の基本方針のもと、計画に掲げた施策を着実に実行してまいります。

### <中期経営計画2023 基本方針>

- ・成長してきた各事業を有機的に連携させ、ニーズに合わせた多様なサービスを提供
- ・環境・エネルギー事業を中心として、脱炭素社会実現への取り組みを本格化
- ・異業種のパートナー企業との協業により、企業価値を向上
- ・健全な財務体質を維持しつつ、資本効率の高い成長投資により企業価値向上を目指し、骨太な株主還元を実施

事業上の戦略として、国内土木事業におきましては、大型官庁工事を中心とした事業を堅持しながら、トンネルの自動化技術により生産性を向上させ、成長分野のリニューアル工事と民間工事へ経営資源を配分することで事業を拡大してまいります。

国内建築事業におきましては、民間工事の受注環境悪化に伴い受注量の確保が課題となるほか、建設資材価格の高騰に伴い利益率の確保が課題となっております。今後、物流施設・市街地再開発事業の設計施工に注力し、BI Mを活用した施工効率の向上、コスト低減により競争優位を実現してまいります。また、当社が2019年3月に完成させ、お引渡しをした施工物件において判明した内装等に関する施工不備を踏まえ、施工品質向上に向けた取り組みを実施しております。

海外事業におきましては、豊富な施工実績と技術力を活かしてトンネルを中心とする交通インフラに注力するとともに、ビル案件の実績を積み、ローカル・外資系顧客との取引を拡大してまいります。

開発・不動産事業におきましては、成長分野に重点を置いたアセット戦略に基づく積極投資を行うとともに、「循環型再投資モデル」へ進化してまいります。また、建設事業との協働によりグループ収益を拡大してまいります。

環境・エネルギー事業におきましては、環境課題の解決に向け、再生可能エネルギー事業、インフラ関連サービス事業へ注力してまいります。

また、上記基本方針の一つである「異業種のパートナー企業との協業」を着実に進めるべく、昨年12月、当社は伊藤忠商事株式会社と資本業務提携契約を締結しました。異業種である両社がそれぞれ有する経営資源やノウハウを結集することで、これまでになかった全く新しいシナジーを創出し、双方の企業価値を最大化することを目指してまいります。

2022年度は、当社グループの「中期経営計画2023」の2年目となりますが、計画の基本方針に基づき、引き続き、企業価値の向上を図ってまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 【中期経営計画2023】

指標		2021年度実績	2023年度目標
資本効率	ROE	8.5%	12%以上
健全性	自己資本比率	31.7%	40%程度
	D/Eレシオ	1.1倍	0.8倍
株主還元	連結配当性向	70.8%	継続的に70%以上
	自己株式の取得	543億円	3年間で200億円以上
	連結売上高	3,237億円	4,000億円
	連結営業利益	235億円	320億円

## 6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
西松地所株式会社	100百万円	100.0%	不動産の賃貸及び管理
西松アセットマネジメント株式会社	125百万円	80.0%	第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業
泰国西松建設株式会社	20百万タイバツ	49.0%	建設事業
西松ベトナム有限会社	2百万米ドル	100.0%	建設事業
西松リアルエステート・デベロップメント（アジア）社	85百万米ドル	100.0%	開発・不動産事業等
バンコクサトーンホテルマネジメント社	2,848百万タイバツ	51.0% (51.0%)	ホテル開発・運営事業

- (注) 1. 泰国西松建設株式会社に対する出資比率は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としております。  
 2. 当社の連結子会社は、上記の子会社を含めて11社であります。  
 3. 出資比率の( )は、間接所有割合の内数となっております。

## 7. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、建設事業及び不動産事業を主な事業の内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法第3条第1項の規定により特定建設業の許可(国土交通大臣許可(特-3)第1100号)を受け、土木工事業、建築工事業及びこれらに関連する事業を行っております。また、宅地建物取引業法第3条第1項の規定により宅地建物取引業者の免許(国土交通大臣(13)第1743号)を取得し、不動産に関する事業を行っております。

## 8. 主要な営業所等 (2022年3月31日現在)

### 当社

本社：東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

支社・支店：北日本支社（仙台市） 札幌支店（札幌市）

関東土木支社（東京都港区） 北陸支店（新潟市）

関東建築支社（東京都港区）

西日本支社（大阪市） 中部支店（名古屋市） 中国支店（広島市） 四国支店（高松市）

九州支社（福岡市） 沖縄支店（那覇市）

海外営業所：シンガポール営業所 バトナム営業所 マレーシア営業所 ミャンマー営業所 香港営業所

技術研究所：東京オフィス（東京都港区） 愛川オフィス（神奈川県愛甲郡愛川町）

### 重要な子会社

西松地所株式会社（東京都港区）

西松アセットマネジメント株式会社（東京都港区）

泰国西松建設株式会社（タイ）

西松ベトナム有限会社（ベトナム）

西松リアルエステート・デベロップメント（アジア）社（シンガポール）

バンコクサトーンホテルマネジメント社（タイ）

## 9. 従業員の状況（2022年3月31日現在）

### 当社グループの従業員数

従業員数	前期末比増減
3,106名	46名増

### 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,794名	32名増	44.4歳	18.0年

（注）従業員数は就業人員数であり、出向者を除いて記載しております。

## 10. 主要な借入先（2022年3月31日現在）

（百万円）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	15,000
株式会社三井住友銀行	11,850
株式会社りそな銀行	4,358
農林中央金庫	4,000
株式会社肥後銀行	3,000

（注）借入残高上位5社の金融機関を記載しております。

## 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

2021年12月15日付で伊藤忠商事株式会社と資本業務提携契約を締結し、同社が当社普通株式4,022千株（議決権所有割合10.16%）を取得し、当社の主要株主となりました。

## 2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

### 1. 発行可能株式総数

160,000,000株

### 2. 発行済株式の総数

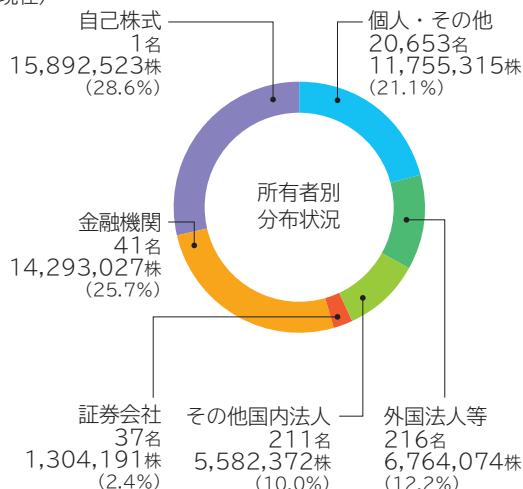
55,591,502株 (自己株式15,892,523株を含む)

(注) 自己株式には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式225,900株は含めておりません。

### 3. 株主数

21,159名 (前期末比924名増)

### 4. 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,420	16.17
伊藤忠商事株式会社	4,022	10.13
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,675	6.74
明治安田生命保険相互会社	915	2.31
西松建設持株会	815	2.06
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	747	1.88
高橋 新	675	1.70
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	631	1.59
株式会社みずほ銀行	614	1.55
住友不動産株式会社	612	1.54

(注) 1. 当社は自己株式15,892,523株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

2. 持株比率は、自己株式15,892,523株を控除して計算しております。なお、自己株式には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式225,900株は含めておりません。

## 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

## 6. その他株式に関する重要な事項

2021年9月21日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式 15,000千株
取得価額の総額	54,390百万円
取得した期間	2021年9月22日～2021年10月20日

### 3 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 瀬 伸 利	執行役員社長 人財戦略室長
代表取締役	一 色 眞 人	執行役員副社長 土木事業本部長 兼 安全環境品質本部長・ 環境・エネルギー事業担当
代表取締役	河 埜 祐 一	執行役員副社長 管理本部長 兼 人財戦略室副室長・IR担当
取締役	澤 井 良 之	専務執行役員 開発・不動産事業本部長
取締役	濱 田 一 豊	常務執行役員 建築事業本部長
取締役 (常勤監査等委員)	矢 口 弘	
社外取締役 (監査等委員)	三 野 耕 司	株式会社ジャレック 監査役 株式会社東京テレマーケティング 監査役 学校法人共立育英会 理事
社外取締役 (監査等委員)	菊 池 きよみ	TMI総合法律事務所 パートナー弁護士 ニッセイアセットマネジメント株式会社 社外監査役 ジェコス株式会社 社外監査役 株式会社三菱ケミカルホールディングス 社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	池 田 純	ソーダニッカ株式会社 社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	鈴 木 乃 里 子	フロンティア不動産投資法人 監督役員 一般社団法人日本交通協会 監事

- (注) 1. 三野耕司、菊池きよみ、池田純及び鈴木乃里子の各氏は、社外取締役であります。
2. 三野耕司、菊池きよみ、池田純及び鈴木乃里子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 三野耕司氏は、長年にわたり株式会社日本政策投資銀行における業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。鈴木乃里子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 矢口弘氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定する理由は、日常的な情報収集、社内の重要会議への出席、内部監査部門との密接な連携などにより、監査等委員会の監査の実効性を確保するためであります。
5. 鈴木乃里子氏は、2021年6月29日開催の第84期定時株主総会において新たに選任され、監査等委員である取締役に就任いたしました。

(ご参考)2022年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。(※印は取締役兼務者)

役名	氏名				職名
※執行役員社長	高	瀬	伸	利	人財戦略室長
※執行役員副社長	一	色	眞	人	土木事業本部長 兼 安全環境本部長・環境・エネルギー事業担当
※執行役員副社長	河	埜	祐	一	管理本部長 兼 人財戦略室副室長・IR担当
※専務執行役員	澤	井	良	之	開発・不動産事業本部長
※常務執行役員	濱	田	一	豊	建築事業本部長
常務執行役員	洪	井		修	社長室長 兼 人財戦略室副室長
常務執行役員	井	上	貴	文	建築事業本部副本部長 兼 開発・不動産事業本部副本部長
常務執行役員	吉	田	卓	生	九州支社長
常務執行役員	松	友		登	土木事業本部副本部長
執行役員	白	石		明	中部支店長
執行役員	仲	野	義	邦	国際事業本部長
執行役員	黒	田	隆	司	関東建築支社長
執行役員	細	川	雅	一	環境・エネルギー事業統括部長
執行役員	濱	崎	伸	介	北日本支社長
執行役員	木	村	博	規	西日本支社長
執行役員	難	波	正	和	関東土木支社長
執行役員	木	村	雅	哉	土木事業本部副本部長
執行役員	橋	佐	古	敬	建築事業本部副本部長
執行役員	成	田	和	俊	建築事業本部副本部長
執行役員	山	本	誠	吾	関東建築支社長代理
執行役員	本	多	一	藏	管理本部副本部長 兼 総務部長
執行役員	石	山	宏	二	技術研究所長

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役 矢口弘、三野耕司、菊池きよみ、池田純及び鈴木乃里子の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者などから被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金・争訟費用等が填補されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は、当社取締役、執行役員、退任役員及び管理職従業員(支社長、支店長)であり、保険料は全額当社が負担しております。

## 4. 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

### 1 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員	基本報酬	業績連動報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬 (非金銭報酬)	報酬等の総額
取締役(監査等委員を除く)	5名	165百万円	23百万円	20百万円	208百万円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	5名 (4名)	47百万円 (31百万円)	— (—)	— (—)	47百万円 (31百万円)
合計 (うち社外取締役)	10名 (4名)	212百万円 (31百万円)	23百万円 (—)	20百万円 (—)	255百万円 (31百万円)

(注) 業績連動報酬(金銭報酬)の総額は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額を記載しております。また、業績連動報酬(非金銭報酬)の総額は、信託を用いた業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」に基づく、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

## 2 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、「連結売上高」「連結営業利益」「連結当期純利益」であります。「連結売上高」「連結営業利益」を選定した理由は、当社の「中期経営計画2023」の指標であるためです。また「連結当期純利益」を選定した理由は、成長に向けた投資や株主還元の原因となる指標で、株式市場においても関心が高い指標であるためです。業績連動報酬等の額は、当該業績指標について、予め取締役会で決定した目標値に対する達成度及び前期業績に対する増減率と連動させて算定しております。当事業年度を含む各業績指標の実績は、事業報告の「1 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおりであります。なお、業績連動報酬は現金報酬と株式報酬に分けて支給するものとしております。

## 3 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬として、信託を用いた業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」の仕組みを採用しております。当社は各取締役(監査等委員である者、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。)に対し、上記2により算定した業績連動報酬額のうち株式報酬分として換算したポイント(1ポイント=1株)を付与し、取締役の退任時に、株式給付信託(BBT)より、累積ポイントに相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給しております。

## 4 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第79期定時株主総会において年額360百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である者を除く。)の員数は7名(うち社外取締役0名)であります。また、上記報酬限度額とは別枠で、取締役(監査等委員である者、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。)に対する業績連動型株式報酬として1事業年度当たり付与するポイント(1ポイント=1株)の総数の上限は、2021年6月29日開催の第84期定時株主総会において、35,900ポイントと決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である者を除く。)の員数は5名(うち社外取締役0名)であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第79期定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。

## 5 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

株主との価値共有及び株主目線での経営促進に資する報酬制度を構築するため、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針(以下「決定方針」といいます。)について、2021年1月29日開催の取締役会において審議し、決議いたしました。

### ② 決定方針の内容の概要

当社の取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬で構成します。

基本報酬は、役位に基づき決定する固定報酬(月額報酬)とし、従業員の給与水準及び世間相場等を勘案して算定します。

業績連動報酬は、業績目標の達成度合いに応じて決定する変動報酬とし、ベースとなる業績連動報酬を役位別に設定し、これに業績連動係数を乗じて支給額を算定します。支給額算定のため企業価値向上に資する評価指標を役位・職名別に設定するものとし、「期首目標の達成度」及び「対前期業績」を年度毎に評価します。

業績連動報酬は、短期インセンティブとしての現金報酬と長期インセンティブとしての株式報酬に分けて支給します。現金報酬は毎年7月に賞与として支給するものとし、株式報酬は株式給付信託による換算ポイントを毎年6月に付与し、役員退任時に累積ポイント分の株式を支給します。

基本報酬と業績連動報酬の割合は、当社の経営戦略、事業環境、職責及び目標達成の難易度等を踏まえ、同業他社の動向を参考に、適切に設定します。また、業績連動報酬のうち、金銭報酬と株式報酬の割合は概ね1:1とします。なお、株式報酬には最低報酬額を設定するものとし、業績連動報酬の下限額と同額とします。

以上の方針に基づき取締役社長が作成した原案を指名・報酬委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会において決定します(基本報酬は毎年3月、業績連動報酬は毎年6月に決定)。

監査等委員である取締役の報酬は基本報酬のみとし、監査等委員以外の取締役の報酬及び世間相場等を勘案して監査等委員である取締役全員の協議により決定します。

### ③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

## 6 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

## 5. 社外役員に関する事項

### 1 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先
社外取締役 (監査等委員)	三野 耕司	株式会社ジャレック 監査役 株式会社東京テレマーケティング 監査役 学校法人共立育英会 理事
	菊池 きよみ	TMI総合法律事務所 パートナー弁護士 ニッセイアセットマネジメント株式会社 社外監査役 ジェコス株式会社 社外監査役 株式会社三菱ケミカルホールディングス 社外取締役
	池田 純	ソーダニッカ株式会社 社外取締役
	鈴木 乃里子	フロンティア不動産投資法人 監督役員 一般社団法人日本交通協会 監事

- (注) 1. 菊池きよみ氏が社外監査役を務めるジェコス株式会社と当社の間で重仮設材リース等の取引関係がありますが、当連結会計年度における取引金額は双方の連結売上高の1%未満であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではありません。
2. 上記1.の他に、各氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

## 2 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	三野 耕司	<p>当事業年度の取締役会には開催された28回全てに出席し、監査等委員会には開催された15回全てに出席しております。</p> <p>金融機関における豊富な経験とこれまでに培われた幅広い見識を基に適宜質問するとともに、経営全般はもとより、当社事業に関して幅広い経験に基づく多様な観点から有益な助言・提言を行っております。</p> <p>また、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、指名・報酬に係る意思決定プロセスの透明性を高めること等に貢献するほか、当社取締役会の任意の諮問機関である企業価値向上委員会の委員を務め、コーポレートガバナンス、資本政策その他の経営上の重要事項に関して有益な助言・提言を行っております。</p>
	菊池 きよみ	<p>当事業年度の取締役会には開催された28回全てに出席し、監査等委員会には開催された15回全てに出席しております。</p> <p>弁護士としての専門的知識と金融機関における勤務など豊富な経験を基に適宜質問するとともに、経営全般はもとより、法務・ガバナンス等に関して有益な助言・提言を行っております。</p> <p>また、当社取締役会の任意の諮問機関である企業価値向上委員会の委員を務め、コーポレートガバナンス、資本政策その他の経営上の重要事項に関して有益な助言・提言を行っております。</p>
	池田 純	<p>当事業年度の取締役会には開催された28回のうち27回に出席し、監査等委員会には開催された15回全てに出席しております。</p> <p>企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を基に適宜質問するとともに、経営全般はもとより、当社事業に関してグローバルな視点から有益な助言・提言を行っております。</p> <p>また、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、指名・報酬に係る意思決定プロセスの透明性を高めること等に貢献するほか、当社取締役会の任意の諮問機関である企業価値向上委員会の委員を務め、コーポレートガバナンス、資本政策その他の経営上の重要事項に関して有益な助言・提言を行っております。</p>
	鈴木 乃里子	<p>当事業年度の取締役会には就任後開催された16回全てに出席し、監査等委員会には就任後開催された10回全てに出席しております。</p> <p>公認会計士としての専門的知識に加え、不動産業の会計に関する豊富な経験をもとに、開発・不動産事業に関して財務・会計の観点から有益な助言・提言を行っております。</p> <p>また、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、指名・報酬に係る意思決定プロセスの透明性を高めること等に貢献するほか、当社取締役会の任意の諮問機関である企業価値向上委員会の委員を務め、コーポレートガバナンス、資本政策その他の経営上の重要事項に関して有益な助言・提言を行っております。</p>

## 4 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

仰星監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### 1 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

58百万円

#### 2 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

60百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、1の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の過年度の監査計画と実績の状況及び過去の報酬等の推移を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行いました。その結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意をいたしました。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるコンフォートレター作成業務等を委託しております。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の規模、陣容及び職務の執行が適正に実施されることを確保するための体制等を総合的に勘案して、適正な会計監査が期待できることを会計監査人の選任基準としております。この選任基準に照らし適正な会計監査が期待できないと判断される場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任について、株主総会に提出する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、その理由等を報告いたします。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>262,292</b>	<b>流動負債</b>	<b>217,663</b>
現金預金	47,121	支払手形・工事未払金等	60,532
受取手形・完成工事未収入金等	183,464	短期借入金	43,039
販売用不動産	4,646	コマーシャル・ペーパー	20,000
未成工事支出金	6,227	1年内償還予定の社債	10,000
不動産事業等支出金	4,100	未払法人税等	5,879
材料貯蔵品	294	未成工事受入金	14,802
立替金	10,992	完成工事補償引当金	7,923
その他	5,462	賞与引当金	3,673
貸倒引当金	△19	役員賞与引当金	58
		工事損失引当金	2,820
		不動産事業等損失引当金	38
		預り金	45,883
		資産除去債務	27
		その他	2,987
<b>固定資産</b>	<b>215,320</b>	<b>固定負債</b>	<b>102,233</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>162,131</b>	社債	87,000
建物・構築物	63,370	役員株式給付引当金	54
機械・運搬具及び工具器具備品	1,680	繰延税金負債	292
土地	95,720	退職給付に係る負債	6,509
リース資産	61	資産除去債務	734
建設仮勘定	1,297	その他	7,642
<b>無形固定資産</b>	<b>1,254</b>	<b>負債合計</b>	<b>319,897</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>51,935</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	35,485	<b>株主資本</b>	<b>145,459</b>
長期貸付金	1,047	資本金	23,513
退職給付に係る資産	2,801	資本剰余金	20,795
繰延税金資産	6,095	利益剰余金	158,485
その他	6,580	自己株式	△57,335
貸倒引当金	△75	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>5,868</b>
		その他有価証券評価差額金	6,389
		為替換算調整勘定	326
		退職給付に係る調整累計額	△847
		<b>非支配株主持分</b>	<b>6,387</b>
<b>資産合計</b>	<b>477,613</b>	<b>純資産合計</b>	<b>157,715</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>477,613</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
<b>売上高</b>		
完成工事高	304,193	
不動産事業等売上高	19,560	323,754
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	267,729	
不動産事業等売上原価	12,251	279,981
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	36,463	
不動産事業等総利益	7,308	43,772
<b>販売費及び一般管理費</b>		20,232
<b>営業利益</b>		<b>23,540</b>
営業外収益		
受取利息	34	
受取配当金	658	
為替差益	424	
貸倒引当金戻入額	149	
匿名組合投資利益	134	
受取遅延損害金	498	
その他	476	2,374
営業外費用		
支払利息	578	
資金調達費用	789	
アドバイザー等費用	631	
その他	417	2,417
<b>経常利益</b>		<b>23,497</b>
特別利益		
固定資産売却益	1,272	
投資有価証券売却益	2,107	
その他	20	3,400
特別損失		
固定資産売却損	72	
固定資産除却損	24	
減損損失	952	
感染症関連費用	10	
完成工事補償引当金繰入額	2,998	
その他	143	4,201
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>22,696</b>
法人税、住民税及び事業税	8,268	
法人税等調整額	△666	7,602
<b>当期純利益</b>		<b>15,093</b>
非支配株主に帰属する当期純損失		△9
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>15,103</b>

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>250,251</b>
現金預金	36,811
受取手形	7,023
完成工事未収入金	175,642
販売用不動産	4,653
未成工事支出金	6,202
不動産事業等支出金	4,100
材料貯蔵品	293
短期貸付金	133
立替金	11,014
その他	4,395
貸倒引当金	△19
<b>固定資産</b>	<b>212,148</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>143,103</b>
建物・構築物	60,094
機械・運搬具	1,008
工具器具・備品	597
土地	80,067
リース資産	61
建設仮勘定	1,273
<b>無形固定資産</b>	<b>1,098</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>67,946</b>
投資有価証券	34,507
関係会社株式	12,132
関係会社出資金	4,712
長期貸付金	1,208
長期前払費用	44
前払年金費用	3,620
繰延税金資産	5,581
その他	6,215
貸倒引当金	△75
<b>資産合計</b>	<b>462,400</b>

負債の部	
科目	金額
<b>流動負債</b>	<b>215,013</b>
支払手形	1,905
電子記録債務	16,372
工事未払金	40,803
短期借入金	43,039
コマーシャル・ペーパー	20,000
1年内償還予定の社債	10,000
リース債務	25
未払法人税等	5,832
未成工事受入金	14,484
預り金	45,864
完成工事補償引当金	7,923
賞与引当金	3,577
役員賞与引当金	58
工事損失引当金	2,820
不動産事業等損失引当金	38
資産除去債務	27
その他	2,242
<b>固定負債</b>	<b>99,445</b>
社債	87,000
リース債務	42
退職給付引当金	5,904
役員株式給付引当金	54
資産除去債務	705
その他	5,739
<b>負債合計</b>	<b>314,458</b>
純資産の部	
<b>株主資本</b>	<b>141,969</b>
資本金	23,513
資本剰余金	20,780
資本準備金	20,780
その他資本剰余金	0
<b>利益剰余金</b>	<b>155,011</b>
利益準備金	5,878
その他利益剰余金	
買換資産圧縮積立金	862
別途積立金	126,475
繰越利益剰余金	21,795
<b>自己株式</b>	<b>△57,335</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>5,971</b>
その他有価証券評価差額金	5,971
<b>純資産合計</b>	<b>147,941</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>462,400</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
<b>売上高</b>		
完成工事高	299,681	
不動産事業等売上高	18,025	317,707
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	263,592	
不動産事業等売上原価	11,094	274,686
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	36,089	
不動産事業等総利益	6,931	43,020
<b>販売費及び一般管理費</b>		19,168
<b>営業利益</b>		<b>23,851</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	752	
貸倒引当金戻入額	149	
匿名組合投資利益	134	
受取遅延損害金	498	
為替差益	276	
その他	448	2,259
営業外費用		
支払利息	311	
社債利息	208	
資金調達費用	789	
アドバイザー等費用	631	
その他	398	2,340
<b>経常利益</b>		<b>23,771</b>
特別利益		
固定資産売却益	1,272	
投資有価証券売却益	2,107	
その他	20	3,400
特別損失		
固定資産売却損	72	
固定資産除却損	24	
減損損失	925	
子会社支援損	387	
感染症関連費用	10	
完成工事補償引当金繰入額	2,998	
その他	143	4,561
<b>税引前当期純利益</b>		<b>22,609</b>
法人税、住民税及び事業税	8,240	
法人税等調整額	△634	7,606
<b>当期純利益</b>		<b>15,003</b>

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

西松建設株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 中 川 隆 之  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 新 島 敏 也  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西松建設株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西松建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正

に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

西松建設株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 中 川 隆 之  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 新 島 敏 也  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西松建設株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支社、支店及び主要な作業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を確認しました。
- ② 会計監査人より事前に監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

### 西松建設株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 矢口 弘 ㊟

監査等委員 三野 耕司 ㊟

監査等委員 菊池 きよみ ㊟

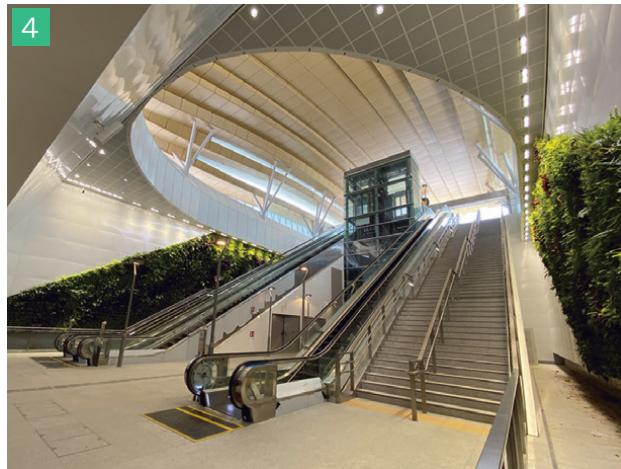
監査等委員 池田 純 ㊟

監査等委員 鈴木 乃里子 ㊟

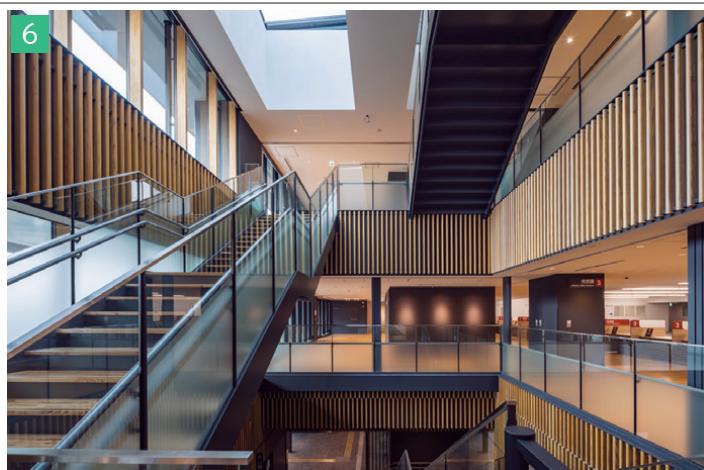
(注) 監査等委員 三野耕司、菊池きよみ、池田純及び鈴木乃里子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 主な完成工事



1 Human Brain Science Hall建設工事(東京都)発注者:学校法人玉川学園 / 2 プロロジスパーク猪名川2プロジェクト(兵庫県)発注者:蔵王特定目的会社 / 3 九州新幹線(西九州)、第1本明トンネル外1箇所他(長崎県)発注者:鉄道・運輸機構九州新幹線建設局 / 4 地下鉄トムソンライン ガーデنز バイ ザ ベイ駅及びトンネル工事(シンガポール)発注者:シンガポール陸上交通庁



5 カレスプレミアムガーデン北円山計画新築工事(北海道)発注者:社会医療法人社団カレスサッポロ / 6 水俣市新庁舎建設工事(建築主体工事)(熊本県)発注者:水俣市 / 7 沖縄科学技術大学院大学規模拡張に伴う宿舍整備事業(沖縄県)発注者:OKINAWA SCIENTISTS VILLAGE Ⅲ株式会社 / 8 中央新幹線梶ヶ谷非常口及び資材搬入口新設(神奈川県)発注者:東海旅客鉄道株式会社

## TOPICS — トピックス —

### 環境への取り組み

#### 国際イニシアティブへの参加



昨今の気候変動関連に向けた活動や情報開示に関しては、国際的な各種イニシアティブへの参加が推奨されています。

2021年5月、当社は「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) (※1)」の提言に賛同を表明し、企業活動における気候変動対応を目的にTCFD提言に基づく「リスク」と「機会」の検討に対応したガバナンス及びリスクマネジメントを整え、本年4月より運用を開始しています。また、2021年9月には国際イニシアティブ「RE100(※2)」に参加し、事業活動で使用する電力を100%再生可能エネルギーにすることにコミットしました。主に、電力会社の再エネプランを活用し、全国各地の工事において再エネ電力の導入を順次進めています。本年2月には、既にコミットメントを表明していたSBT (※3) の認定に向け、申請手続きを行いました。

当社は今後も事業活動における地球環境保全への積極的関与と適切な情報開示に努めてまいります。



※1 TCFD:「Task Force on Climate-related Financial Disclosures」の略称で、気候変動が及ぼす自社への財務的影響を「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標・目標」の4つの提言に基づき情報開示を促すもの

※2 RE100:「Renewable Energy 100%」の略称で、2050年までに使用する電力を100%再生可能エネルギーにすることにコミットした国際的なイニシアティブ

※3 SBT:「Science Based Targets」の略称で、パリ協定の「2℃目標(1.5℃目標)」が求める水準と整合した目標設定を促す枠組み

#### CDPの環境評価で「A-」を獲得

本年1月、当社は環境評価を行う国際的な非営利組織であるCDP(本部:ロンドン)から、活動領域「気候変動」において2021スコア「A-」の認定を3年連続で獲得しました。これは当社が気候変動対策において優れた活動と適切な情報開示を行っている企業と認められたものです。

CDPの環境評価は、企業の気候変動対策に係る重要指標としてESG投資家が世界で最も参照しているデータの1つであり、機関投資家590超(運用資産総額110兆米ドル(2022年1月現在))がCDPIに賛同しています。



## 100%再エネ電力化に向けた四国支店での取り組み



当社は全国各地の工事において再エネ電力の導入を順次進め、電力使用によるCO<sub>2</sub>排出の削減に取り組んでおります。その中で、当社四国支店では、高知県及び四国電力株式会社（以下「四国電力」といいます。）のご協力のもと、支店管内の建設工事で使用する電力を、100%再生可能エネルギー由来の電力（以下「再エネ電力」といいます。）に切替える取り組みを開始しました。

その第一弾として、支店管内の全ての高圧受電工事の電力に関して、四国電力の再エネ電力プランへの切替えを進め、2021年8月1日から高知県で施工中の「越知道路新今成トンネル工事」及び「宿毛市庁舎新築工事」の2工事において、また同年12月からは「窪川佐賀道路不破原トンネル工事」において再エネ電力の受電を開始しています。なお、これらの工事は全て、高知県営水力発電所を電源とした「高知家応援でんき水力100%プラン」を活用することから、県内発電・県内消費の「地産地消」モデルにもなっています。



高知県と四国電力が新たな電力供給ブランドとして創設した「高知家応援でんき」のうち、高知県営水力発電所で発生した再生可能エネルギーを活用する「水力100%プラン」の契約第1号として、2021年10月、当社四国支店に対し認証書が交付されました。（左から、四国電力高知支店 三谷支店長/当社四国支店 田中支店長/高知県 橋口公営企業局長）

## リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進功労者等表彰「会長賞」



当社は2021年度のリデュース・リユース・リサイクル（3R）推進功労者等表彰（※）において「会長賞」を受賞しました。

### 🌱 3R推進功労者等表彰「会長賞」

#### 西日本支社 猪名川建築工事事務所

「大型物流倉庫建設工事にあるべき環境負荷低減の取組み（建設副産物排出絶対量の削減）」

当社は、3R推進功労者等表彰を2016年度から毎年受賞しており、国土交通大臣賞を含めると今回で累計19件の受賞となりました。

当社は引き続き、全社をあげて3R活動を推進し、廃棄物ゼロエミッションを目指してまいります。



※ 3R推進功労者等表彰：リデュース・リユース・リサイクル推進協議会が、「発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）」に取組み、顕著な実績を挙げている個人・グループ・学校・事業所・地方公共団体等」を表彰する制度

## TOPICS — トピックス —

## 次世代型の「高品質バイオディーゼル燃料」の実用化に関する共同研究



当社と佐賀市は、佐賀市清掃工場に設置した「高品質バイオディーゼル燃料製造プラント」で製造されるバイオディーゼル燃料の実用化を目指し、共同研究を進めています。

当社は、カーボンニュートラルな燃料であるBDF (FAME) (※1) (以下「BDF」といいます。) の建設機械への導入を進めています。品質の安定性等に課題があるため、BDFとは異なる新たな付加価値が期待される次世代型の「高品質バイオディーゼル燃料」(※2) (以下「HiBD」といいます。) の実用化を見据えた研究開発や普及について検討してまいりました。

一方、佐賀市は、2010年の環境都市宣言により「地域循環共生圏」づくりを推進しており、その一環としてこれまで、市営バスなどへのBDFの導入を進めてきましたが、その特性上、使用できる車両が限られることから2020年3月にHiBDの製造に移行しました。

こうした中、当社は佐賀市のHiBDの公募型プロポーザルにより支援型連携事業者として選出され、佐賀市と共同研究契約を締結し、「HiBDの安定的な製造確認」と「建設機械や市営バスなどへの適合性実証」を行っております。

2021年は、製造したHiBDが軽油のJIS規格を全項目で満足することを確認するとともに、発電機では100%HiBD、市営バスでは50%HiBD(市販軽油へHiBDを50%混合)の実証実験で問題なく稼働し、HiBDの適合性を確認しました。2022年度も共同研究を継続し、短期・長期連続運転による安定的な製造確認を行うとともに、発電機での長時間実証や稼働負荷の変動が大きい油圧ショベルでの実証を行い、HiBDの早期実用化を目指します。



※1 BDF (FAME) : BDFとは「Bio-Diesel Fuel」の略称。BDF (FAME) とは、使用済みたばら油等の廃食用油に、メタノールとアルカリ性の薬品(触媒)を加え、60℃前後で加熱・混合し、化学反応(エステル交換反応)により得られるバイオディーゼル燃料(脂肪酸メチルエステル)

※2 高品質バイオディーゼル燃料: 廃食用油等に含有している脂肪酸に対して、触媒を用いて脱酸素化することにより、炭化水素油に変換する技術(HiBDプロセス)を用いて精製した燃料



詳細につきましては、当社ウェブサイト「環境への取り組み」のページをご覧ください。

西松 環境への取り組み



▶ <https://www.nishimatsu.co.jp/csr/environment/>

## 『グランドニッコー・バンコク サトーン』2025年に開業

### 当社として初の海外大型ホテル開発事業に着手

当社、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(以下「JOIN」といいます。)、芙蓉総合リース株式会社(以下「芙蓉リース」といいます。)及び株式会社オークラ ニッコー ホテルマネジメント(以下「ONHM」といいます。)は、タイの首都バンコクにおいて『グランドニッコー・バンコク サトーン』を2025年に開業する予定です。

本事業を推進するにあたり、当社、JOIN及び芙蓉リースの3社が出資する現地ホテル経営会社(Bangkok Sathorn Hotel Management Co., Ltd.)とONHMは、当施設に係る運営管理契約を2022年1月31日に締結しました。

当社は、「安心して暮らせる持続可能な社会・環境づくり」を実践し、変わりゆくニーズに応えていくために、「新しい価値をつくる総合力企業」への変革を進めており、海外における開発・不動産事業では成長するアジアマーケットへの事業展開を推進しています。本事業は、オール日系企業の協業により日本の洗練されたサービス品質による卓越したホスピタリティを実現し、高品質な生活空間を創出するものです。

本事業は、日本企業による海外での交通・都市開発事業を支援する国土交通省所管の官民ファンドであるJOINの参画もいただきました。JOINの支援により、地元行政機関との連携が円滑に進むことが期待されます。

当施設は、洪水等の被害が多く発生するバンコクの都市機能強化に貢献できる施設として、集中豪雨時の洪水被害を軽減するための雨水貯水槽の整備、備蓄品倉庫の設置、避難施設としての活用など、地域社会貢献の一翼を担っていくことを予定しております。また、環境に配慮した建物として施設の緑化を行ってまいります。



外観イメージ

『グランドニッコー・バンコク サトーン』施設概要	
所在地	: 117 South Sathorn Road, Thungmahamek, Sathorn, Bangkok
延床面積	: 約51,000㎡
階数	: 地上35階(塔屋を含む)、地下1階
客室数	: 405室(うち長期滞在用客室36室)
付帯施設	: レストラン、宴会場、会議室ほか
スケジュール	: 2022年着工、2025年開業(予定)



標準客室イメージ

## TOPICS — トピックス —

### 健康経営

#### 「健康経営優良法人2022（ホワイト500）」に5年連続認定



当社は、経済産業省と日本健康会議が共同で主催する「健康経営優良法人2022（ホワイト500）」に5年連続で認定されました。

当社では、持続的な企業成長に向けて社員の幸せが企業活力の源泉であり、その幸せの基本は健康にあると考えております。そのため、疾病による労働力の損失を未然に防ぐことで生産性の向上に繋げることが重要な経営課題と認識しております。そこで当社は、フィジカル・メンタル・ヘルスリテラシー・長時間労働の4つの視点から、社員の健康意識向上を目的とした施策や、医療職が直接社員に関与する施策を組み合わせながら健康経営を推進しております。

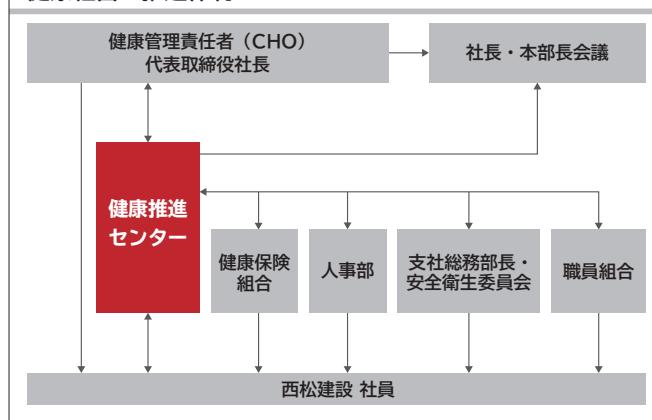
具体的な施策として、「人間ドック（オプション検査含む）に対する費用補助（被扶養配偶者にも同様の補助有り）」「定期健診後の精密検査受診勧奨」「女性がん検診費用補助」「医療職によるフィジカル・メンタル相談」「卒煙プログラムの無償提供」「長時間労働見える化システムの導入」等を講じており、これらをより効果的な施策にすべく継続的に改善を図ることが評価され、ホワイト500に認定されました。

今後も社員の健康を会社が責任を持って支えるという考えのもと、産業保健体制を強化し、個々の社員と向きあうことで、社員の自覚を促す施策を併せて講じることにより、健康経営を更に推進してまいります。



2022  
健康経営優良法人  
Health and productivity  
ホワイト500

#### 健康経営の推進体制



## 株主メモ

- 事業年度 毎年4月1日～翌年3月31日
- 剰余金の配当基準日 3月31日（中間配当を行う場合は9月30日）
- 定時株主総会 毎年6月下旬
- 単元株式数 100株
- 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
みずほ信託銀行株式会社
- 公告方法 電子公告 (<https://www.nishimatsu.co.jp/>)  
ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
- 株式のお取扱窓口 お取引の証券会社等（特別口座管理の場合は、みずほ信託銀行<sup>(※)</sup>にお問い合わせください。）
- お問い合わせ先 ☎ 0120-288-324（土・日・祝日を除く 9:00～17:00）
- 未払配当金のお支払 みずほ信託銀行<sup>(※)</sup> 及びみずほ銀行  
(※)トラストラウンジではお取扱できませんのでご了承ください。

## 株式のお手続きに関するお知らせ

### Q ▶ 単元未満株式の買取・買増制度とは何ですか？

**A** 当社の単元株式数（売買単位）は100株となっているため、100株に満たない株式（単元未満株式）は株式市場で売買できません。そのため、当社では、株主様ご所有の単元未満株式を当社に買取よう請求できる制度（買取制度）及び株主様ご所有の単元未満株式を1単元（100株）の株式にするために必要な数の株式を買増すことを当社に請求できる制度（買増制度）を実施しております。

詳細につきましては、証券会社等に口座を開設されている株主様はお取引の証券会社等に、それ以外の株主様はみずほ信託銀行にそれぞれお問い合わせください。

### Q ▶ 特別口座から証券会社等の口座への振替について教えてください。

**A** 特別口座では、単元未満株式の買取・買増制度による場合を除き、株式の売買することはできません。特別口座に記録された株式を売却するためには、予め証券会社等に口座を開設し、特別口座から証券会社等の口座へ株式を振替えていただく必要があります。

詳細につきましては、当社特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行にお問い合わせください。





# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 TEL(03)3502-0232

虎ノ門ヒルズビジネスタワー7階



会場  
虎ノ門ヒルズ  
ビジネスタワー  
7階

※入館受付場所は1階オフィスロビーの**入場ゲート前**でございます。



## 最寄り駅のご案内

東京 メトロ	■ 日比谷線	虎ノ門ヒルズ駅	B3出口直結 (北千住方面からお越しの方) A2出口 徒歩約5分 (中目黒方面からお越しの方)
	■ 銀座線	虎ノ門駅	B4出口直結

## その他ご来場いただける駅

東京メトロ	■ 千代田線	霞ヶ関駅	C2出口	徒歩約6分
都営地下鉄	■ 三田線	内幸町駅	A3出口	徒歩約7分

◆ 株主総会にご出席の株主様へのお土産の用意はございません。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

